令和7年度新規採用事務職員等事務連絡会(質疑応答集)

一般財団法人 静岡県教職員互助組合

■ 組合員資格について

FF	Fig. 16th
質 疑	回答
短期組合員も加入資格に年齢制限がありますか。	短期組合員についても、一般組合員 と同様に取り扱います。 当年度の年度末時点の年齢で、当該 生年(度)の定年年齢以下の場合に加 入資格を有する。
任期付職員(短期組合員)であった 者が正規職員(一般組合員)に採用された場合、「加入届」の提出が必要でしょうか。	任期付職員の任用終了時に「短期組合員」の資格を喪失します。 正規職員については、採用と同時に「一般組合員」の加入資格を取得しますので、「加入届」の提出が必須となります。 なお、加入月から互助組合掛金は給与控除されます。加入月から各種事業の対象として取り扱われます。
採用時に知事部局に配属され、現在 は人事異動により県教育委員会に勤 務しています。 今後の人事異動で知事部局に異動 するときは「出向」扱いとなるのでし ようか。	配布資料には、知事部局と県教育委員会管内の人事異動は「出向」と記載してあります。 なお、知事部局に異動されるときは教職員互助組合員の資格を喪失し、県職員互助会に加入することとなります。

■ 給付事業について

_	10.00	
	質疑	回答
	障害見舞金について精神疾患によ	障害見舞金の給付対象(給付基準)
	るものについても対象になりますか。	は、労働基準法または身体障害者福祉
		法の等級に該当したときとなります。

質	疑	口	
---	---	---	--

給付金決定通知書兼送金明細書(以下「給付金明細書」)について、処理月 ごとに作成されていますが、送金日ご とにまとめた作成を要望します。

また、給付金明細書は個人ごと切り 離すと小さくなるため、本人が気づか ない場合があります。

紙媒体の給付金明細書について、データ化等の改善を要望します。

要望として伺い、改善方法について検討します。

質 疑

退職慰労金等給付金請求書は手書 きした書類を提出してもよろしいで しょうか。

回答

互助組合ホームページ「SUPPORT・様式集(様式集ダウンロード)」に掲載されている専用の「入力フォーム」にて作成をしてください。(手書きの請求書は受付不可)

「入力フォーム」で入力された内容が請求書に「QRコード」として作成されます。印刷された請求書の「QRコード」が鮮明であることを確認のうえ提出してください。

退職慰労金等給付金の給付日はいつですか。

令和6年度末退職者は、令和7年4 月25日に送金済みです。

なお、例月は請求書受付月の翌月 25 日です。

令和7年度から給付金送金は奇数 月(2か月に1回)に変更されました が、退職慰労金等給付金は毎月送金処 理を行います。

■ 貸付事業について

質 疑

貸付金申込書について、校内で決裁を取り所属所経由で提出しているが、 事務担当者がどこまで内容のチェック、確認をする必要があるのでしょうか。

回答

現在は、所属所長及び事務取扱者の 押印は省略となりましたが、「貸付金 借用申込書兼借用証書」の裏面や記入 例を参考に次の点についてご確認く ださい。

- ① 記載漏れ、記載誤りなどの確認
- ② 貸付金の返済方法(1回あたりの返済額、貸付総額の限度額以内の申し込みであること、毎月の返済額の合計が給料月額の3分の1以内であること)
- ③ 添付書類の確認

■ 保健事業について

質疑 回

健康診断助成及び脳ドック助成の 助成対象について ・健康診断助成

居住する地方自治体が実施する検 診等を受診した際に対象となります。

答

助成対象の検査項目等は、令和7年 4月14日付け通知「令和7年度互助 組合保健事業について(通知)静教互 第6号」を参照ください。

・脳ドック助成

公立学校共済組合員以外の私立学 校等に勤務される現職組合員が対象 となります。

学校に勤務している退職組合員の 退職互助部事業の請求(人間ドック請 求書等)手続きについても事務担当者 が内容のチェック、確認をする必要が あるのでしょうか。 退職組合員の退職互助部への請求手続きについては確認不要です。

請求手続き等が不明な場合は、退職 組合員本人様が所属する退職互助部 支部事務局に確認のうえ手続きして いただくようお伝えください。

▮ 各種手続きについて	
質 疑	回 答
公立学校共済組合と教職員互助組	公立学校共済組合と教職員互助組
合は、いずれかに手続きを行うことで	合は別の組織です。
双方から給付等が受けられますか。	別組織になりますので、それぞれ手
	続きが必要になります。
	貸付事業につきましては、両組合で
	実施しておりますが、貸付利率が異な
	ることや貸付種別など組合員のニー
	ズによりご活用ください。
各種請求書・届出書等について、事	ご提出いただく書類等については、
務職員がどこまで内容のチェック、確	ひととおりご確認ください。
認をする必要があるのでしょうか。	
また、チェックポイントがわかる資	① 留意点等については本日の説
料はありますか。	明資料をご活用ください。
	② 互助組合ホームページの互助
	組合事務取扱者専用ページの
	「事務提要」に掲載されている
	注意点等をご覧ください。
	③ 互助組合ホームページに掲載
	されている「各種請求書等」の注
	意点等をご覧ください。

■ その他

質疑	回 答
県立学校の総務事務集中化が進め	教職員互助組合の事務手続きにつ
られていますが、教職員互助組合の事	いて、現時点では県教育委員会との間
務手続きに変更はありますでしょう	で具体的なことは決まっていません。
か。	今後、県教育委員会との間で決定し
	た事項についてご連絡します。